

第3号様式（第4条第1項）

平成30年6月1日

君津市議会議長 鈴木良次様

教育福祉常任委員長 橋本礼子

行政視察結果報告書

君津市議会行政視察取扱要綱第4条第1項の規定により、次のとおり報告書を提出します。

記

- 1 期 日 平成30年5月2日（水）
- 2 視 察 先 君津市中部地域包括支援センター及び
君津市東部地域包括支援センター
- 3 調査事項
（1）君津市内の地域包括支援センターについて
- 4 参加議員 橋本 礼子、野上 慎治、石上 壘、平田 悦子、
鈴木 良次、安藤 敬治、小林 喜久男
- 5 経 費 手土産代 3,000円
車賃 1,170円
合計 4,170円

1 調査事項について

【君津市の地域包括ケアシステムの整備状況について】

環境の変化がストレスになる高齢者の中には、可能な限り住み慣れた地域や自宅で日常生活を送ることを望む人が多い。また、地域内で介護が必要な高齢者を効率良くサポートするためには、家族のメンバーや地域の医療機関、介護の人材が連携し合い、状況に応じて助け合う必要がある。

そこで、地域における「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」の5つのサービスを一体的に提供できるケア体制を構築しようというのが、地域包括ケアシステムである。

つまり、地域包括ケアシステムとは地域の実情や特性に合った体制を整えていくもので、全国一律ではなく、各地域で高齢化がピークに達するときを想定し、その地域が目指すケアシステムを計画している。

ここでいう「地域」とは日常生活圏域を指し、おおむね30分以内に駆けつけられる場所を想定している。高齢者の住居が自宅であるか施設であるかを問わず、健康に関わる安心・安全なサービスを24時間毎日利用できることが目的である。

2015（平成27）年の介護保険法の改正では、地域包括ケアシステムの構築に向けた在宅医療と介護の連携推進、地域ケア会議の推進、新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」の創設などが取り入れられた。さらに、2017（平成29）年の法改正では、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化や介護保険制度の持続可能性の確保などが打ち出された。君津市においてもこれらの改正を踏まえ「第7期介護保険事業計画」が策定されたところである。

そこで、本市の現状を把握し、課題を明らかにするとともに今後の地域包括ケアシステムの改善を目指して視察を行った。

本市においては、「地域包括支援室」（直営）「中部センター」「東部センター」（委託）の3つの地域包括支援センターで業務を執り行っている。

主な業務は、①介護予防ケアマネジメント②総合相談事業③権利擁護事業④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業⑤指定介護予防支援の5つを実施している。

中部センターは、「介護老人保健施設メディケアー君津」の敷地内に設置され、君津地区の東部や中部、小糸地区などを担当している。市民からの問い合わせは一日30件を超え、人手が足りないとのことであった。

東部センターは、「特別老人ホーム上総園」の敷地内に設置され、清和地区、小櫃地区、上総地区を担当している。担当地域が広く移動するのに時間がかかるため、市民への対応が大変であるとのことであった。

2 所感

地域包括ケアシステムの構築は、老後を安心して生活していくうえで欠かせないシステムであることを、改めて認識させられた。地域包括ケアシステムの構築は、地域づくりであり、君津市をどんなまちにしていくかということと密接に結びついている。市民のみなさんの関心をもっと高めていかなければならない課題である。

本市の65歳以上人口は、平成29年3月末時点で25,115人、高齢化率は29.2%となっており、千葉県全体の高齢化率26.0%より、3.2ポイントも高い。平成30年3月末時点では25,623人、高齢化率は30.1%と30%を超え、今後も増加することが予測されている。

しかし、地域包括ケアシステムについて、内容を理解している市民のみなさんは、まだ少ない。それでも、相談件数は多く、人手が足りない現状である。高齢者がさらに増え、地域包括ケアシステムの周知が進むと、さらに相談者が増えると予想される。広い市域を持つ本市は、もう一か所、支援センターをつくる、または、人員を増やす必要があると考える。

課題も多く、在宅医療に関わる医師の確保やケアマネージャーの量と質の確保や介護に関わる組織・人の連携、財源の確保など、多岐にわたる。議会もこの問題に真剣に取り組まなければならない。